

## ChaCha Children Higashitoyama 運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人 ChaCha Children & Co. が設置するこの施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ChaCha Children Higashitoyama
- (2) 所在地 東京都新宿区戸山 2 - 34 - 101

(施設の目的及び運営方針)

第2条 ChaCha Children Higashitoyama (以下、当園という。) は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する乳児及び幼児 (以下、園児という。) に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

- 2 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、特定教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 当園は、「新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	20人	20人	20人	60人
2号・3号	12人	18人	20人	20人	20人	20人	110人
合計	12人	18人	20人	40人	40人	40人	170人

(提供する特定教育・保育等の内容)

第4条 当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 特定教育・保育の提供

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所型認定こ

ども園教育・保育要領を踏まえ、保育所保育指針、及び全体的な計画に沿って、乳幼児の心身の状況に応じて特定教育・保育を提供する。

- (2) 養護と教育の一体的提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 延長保育事業
- (6) その他保育に係る行事等

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数及び職務の内容については、変更となる場合がある。

- (1) 園長 1名 (常勤専従)

園長は、当園が特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- (2) 主任保育士 2名 (常勤専従)

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

- (3) 保育士 16名以上 (常勤専従、非常勤)

保育士は、園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。なお、保育士を補佐する保育補助として、常勤専従の他に非常勤をおく。

- (4) 栄養士 1名以上 (常勤専従)

栄養士は、園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成するとともに、登園全般の食育を行う。

- (5) 調理員 3名以上（常勤専従、非常勤）

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理するとともに、当園全般の食育を行う。

- (6) 看護師 1名（常勤専従）

看護師は、園児及び職員の健康状態を把握し健康管理等の業務を行う。

- (7) 事務員 1名（常勤専従）

事務員は、当園の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務に従事する。

（特定教育・保育を提供する日）

第7条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日を除く。

- 2 支援法第19条第1項第1号の子どもへの教育提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日

- (2) 当園が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

- 3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休園日に保育を行うことがある。

- 4 非常災害等真にやむを得ない事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間等）

第8条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時00分から午後18時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前9時00分から午後17時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

- (3) 教育標準時間は、午前9時00分から午後13時30分とする。

- 2 当園の開所時間は、午前7時00分から午後20時00分とする。

- 3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

- 4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

（延長保育）

第9条 当園は、保育標準時間認定子どもについては18時00分から20時00分まで、保

育短時間認定子どもについては7時00分から9時00分まで及び17時00分から20時00分まで、それぞれ平時の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行なう。

(利用者負担その他の費用の種類)

第10条 当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市区町村に対し、当該市区町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

2 当園は、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

3 前各号の定めに関わらず、市区町村の定める条例及び規定により免除される費用についてはこの限りではない。

(利用の開始に関する事項)

第11条 当園は、特定教育・保育の利用について、法第42条第1項の規程により市区町村が行なう斡旋および要請を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

(1) 園児が小学校就学の始期に達したとき。

(2) 園児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき。

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第13条 当園の職員は、特定教育・保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、あらかじめ届出を受けている緊急連絡先および新宿区に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して行なった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 当園は、非常災害に備え、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等

についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 特定教育・保育の実施に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供記録
- (3) 新宿区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例第19条に規定する新宿区への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第17条 当園の運営に関して以下の事項を定める。

- (1) 利用者に対する事前説明の方法

入園前に説明会の実施

- (2) 相談・苦情等の対応

当園は、利用者からの苦情に適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を、下記により設置し、苦情解決に努めるものとする。

1. 苦情解決責任者 ChaCha Children Higashitoyama 園長
2. 苦情受付担当者 ChaCha Children Higashitoyama 主任保育士
3. 第三者委員 玄関に掲示

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

一部改訂 令和元年10月1日

一部改訂 令和4年4月1日

一部改訂 令和7年4月1日

別 表
-----

1. 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部をご負担いただきます。	月極 18:01～19:00 … 4000 円 18:01～20:00 … 6000 円 日割り 18:01～19:00 … 400 円 18:01～20:00 … 600 円 被保護世帯及び 住民税非課税世帯は免除
開所時間外の保育	閉所時刻(20:00)以降の保育は原則として行いません。緊急事情等で保育を行う場合は、右記保育料をご負担いただきます。	5 分毎 500 円
預かり保育料	預かり保育に要する費用の一部をご負担いただきます。	月極 30 分/月 … 2500 円 日割り 30 分/回 … 250 円
おむつカバー代 (リース)	実費のご負担をお願いします。	1 枚 60 円
パンツ代 (買取)	利用時にご負担いただきます。	1 枚 400 円
帽子代 (買取)	1 歳児以上は年齢別のカラー帽を使用します。(春夏用、秋冬用)	各 2,000 円
遠足費	実費のご負担をお願いします。	実費分